



福岡医発第 3086 号 (地)
令和 2 年 2 月 27 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

医療機関における電話による健康等相談について

2020 年度診療報酬改定において電話等による再診の際、治療上の必要性から救急医療機関の受診を指示した上で診療情報の提供を行った場合について、診療情報提供料が算定できることになったこと等を踏まえ、今般、標記の件につきまして、下記及び別添 1・2 をご参照いただくよう日本医師会より通知がありましたのでご連絡申し上げます。

つきましては、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症に係る電話等相談につきましては、今以上の感染拡大を防ぐため、国民へのメッセージとして、日本医師会にて作成した資料が公表されておりますので併せてご参照ください。(令和 2 年 2 月 20 日付け福岡医発第 2996 号 (地) により送付済み。)

記

1. 例えば前日まで相当期間にわたって診療を続けて来た患者から電話で照会があった場合に適当な指示をすることは、状況に応じ認められている(別添 1)。
2. 1. にかかる診療報酬は電話等による再診で定められている。2020 年度診療報酬改定において電話等による再診の際、治療上の必要性から救急医療機関の受診を指示した上で診療情報の提供を行った場合について、診療情報提供料が算定できることとなった(別添 2)。
3. 上記以外の健康相談について、診断を行ったり治療方法を指示することはできないが、受診の必要性等について助言することは医療機関において実施可能。

以上

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 肥山淳一郎
会長 島田昇二郎

令和 2 年 2 月 21 日

都道府県医師会
担当理事 殿

日本医師会 常任理事
松本 吉郎



医療機関における電話による健康等相談について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、国民からの医療電話相談のうち、例えば小児については都道府県にて「子ども医療電話相談事業（＃8000 事業）」が実施されているところです。また、本事業は相談内容が救急医療のみではなく広く医療全般に関する相談である旨、貴会宛て平成 30 年 4 月 25 日付（地 36）にて通知しております。さらに、これに限らず、国民への健康等相談は地方自治体や保険者によるものが広く存在しますが、医療機関への電話による健康等相談につきましては、下記の点および別添 1～2 をご参照くださいますよう、お願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症に係る電話等相談につきましては、今以上の感染拡大を防ぐため、国民へのメッセージとして、日本医師会にて作成した資料（貴会宛て令和 2 年 2 月 18 日付（総 164）により送付済み）を併せてご参照ください。

記

1. 例えば前日まで相当期間にわたって診療を続けて来た患者から電話で照会があった場合に適当な指示をすることは、状況に応じ認められているところです（別添 1）。
2. 1. にかかる診療報酬は電話等による再診で定められています。なお、2020 年度診療報酬改定において電話等による再診の際、治療上の必要性から救急医療機関の受診を指示した上で診療情報の提供を行った場合について、診療情報提供料が算定できることになりました（別添 2）。
3. 上記以外の健康相談について、診断を行ったり治療方法を指示することはできませんが、受診の必要性等について助言することは医療機関において実施可能です。

以上

厚生省健康政策局総務課 編 医療法・医師法（歯科医師法）解（1994年8月25日第16版）

医師法第二十条【解】 p431 より抜粋

「電話で容態等を聞いたのみで診断を行ったり治療方法を指示することは、原則として本条違反となる。ただし、例えば前日まで相当期間にわたって診療を続けて来た患者から電話で照会があり、特に急変も認められないような場合適当な指示を与える程度のことは、必ずしも本条違反を構成するものとは解されない。」

【Ⅲ－５ 医療従事者間・医療機関間の情報共有・連携の推進 －②】

② 電話等による再診時の診療情報提供の評価

第１ 基本的な考え方

電話等による再診の際に、救急医療機関の受診を指示し、受診先の医療機関に対して必要な情報提供を行った場合について、診療情報提供料を算定可能となるよう要件を見直す。

第２ 具体的な内容

電話等による再診の際に、治療上の必要性から、休日又は夜間における救急医療の確保のために診療を行っていると思われる医療機関の受診を指示した上で、同日に診療情報の提供を行った場合について、診療情報提供料（Ⅰ）を算定可能とする。

現 行	改定案
【電話等による再診】 [算定要件] カ 当該再診料を算定する際には、第２章第１部の各区分に規定する医学管理等は算定できない。	【電話等による再診】 [算定要件] カ 当該再診料を算定する際には、第２章第１部の各区分に規定する医学管理等は算定できない。<u>ただし、急病等で患者又はその看護に当たっている者から連絡を受け、治療上の必要性から、休日又は夜間における救急医療の確保のために診療を行っていると思われる次に掲げる保険医療機関の受診を指示した上で、指示を行った同日に、受診先の医療機関に対して必要な診療情報を文書で提供した場合は、Ｂ００９診療情報提供料（Ⅰ）を算定できる。</u> （イ）<u>地域医療支援病院（医療法第４条第１項に規定する地域医療支援病院）</u> （ロ）<u>救急病院等を定める省令に基づき認定された救急病院又は救急診療所</u>

	(ハ) 「救急医療対策の整備事業について」に規定された病院群輪番制病院、病院群輪番制に参加している有床診療所又は共同利用型病院
--	--

1. 相談・受診の前に心がけていただきたいこと

- 発熱等の風邪症状が見られるときは、学校や会社を休み外出を控える。
- 発熱等の風邪症状が見られたら、毎日、体温を測定して記録しておく。

2. 帰国者・接触者相談センターに御相談いただく目安

- 以下のいずれかに該当する方は、帰国者・接触者相談センターに御相談ください。
 - ・ 風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く方
(解熱剤を飲み続けなければならない方も同様です。)
 - ・ 強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある方
- なお、以下のような方は重症化しやすいため、この状態が2日程度続く場合には、帰国者・接触者相談センターに御相談ください。
 - ・ 高齢者
 - ・ 糖尿病、心不全、呼吸器疾患(COPD等)の基礎疾患がある方や透析を受けている方
 - ・ 免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方

(妊婦の方へ)

妊婦の方については、念のため、重症化しやすい方と同様に、早めに帰国者・接触者相談センターに御相談ください。

(お子様をお持ちの方へ)

小児については、現時点で重症化しやすいとの報告はなく、新型コロナウイルス感染症については、目安どおりの対応をお願いします。

- なお、現時点では新型コロナウイルス感染症以外の病気の方が圧倒的に多い状況であり、インフルエンザ等の心配があるときには、通常と同様に、かかりつけ医等に御相談ください。

3. 相談後、医療機関にかかる時のお願い

- 帰国者・接触者相談センターから受診を勧められた医療機関を受診してください。複数の医療機関を受診することはお控えください。
- 医療機関を受診する際にはマスクを着用するほか、手洗いや咳エチケット(咳やくしゃみをする際に、マスクやティッシュ、ハンカチ、袖を使って、口や鼻をおさえる)の徹底をお願いします。

(総 164)
令和2年2月18日

都道府県医師会担当理事 殿

公益社団法人日本医師会

常任理事 小 玉 弘 之



新型コロナウイルス感染症の正しい理解のために（情報提供）

平素より本会会務に格別のご理解・ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本会では、国民に標記感染症の現時点での正しい情報をしていただくことにより、今以上の感染拡大を防ぐことを期待し、日本医師会から国民へのメッセージとして、「新型コロナウイルス感染症の正しい理解のために」を公表いたしました。

貴会におかれましても、この旨ご了知いただきますとともに、貴会管下の郡市区等医師会並びに関係医療機関にご周知の上、国民への啓発にご活用いただければ幸いです

なお、本資料は、本会ホームページ

http://dl.med.or.jp/dl-med/teireikaiken/20200217_1.pdf

よりダウンロードの上、ご活用ください。

よろしくお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の正しい理解のために

国民の皆様へ日本医師会からのメッセージ

昨年 12 月に中国の武漢に端を発した新型コロナウイルス感染症は、国内でも指定感染症とされ、水際対策を始め様々な対策が取られていますが、徐々に感染者数が拡大しています。

日本医師会では、国民の皆様はこの感染症の現時点での正しい情報を知って頂くことにより、今以上の感染拡大を防ぐことを期待しメッセージを作成しました。

1. 新型コロナウイルスの感染のしかたと感染力

新型コロナウイルスの感染には、咳やくしゃみなどによる飛沫感染とウイルスが付着したドアノブ、電車などのつり革に触ることによる接触感染があります。新型コロナウイルスの感染力は、現時点ではインフルエンザと同じ位と言われています。

2. 毎日の生活で気を付けること

石鹸やアルコール消毒薬などでこまめに手洗いをしてください。咳やくしゃみをするときは、マスク、ハンカチ、タオルなどで口や鼻をおさえる『咳エチケット』を守りましょう。人混みでは特に注意しましょう。

3. 新型コロナウイルス感染症の診断と治療

診断は、PCR 検査によるウイルス遺伝子の有無で行われます。治療は、現時点では特に有効な薬はなく対症療法が行われます。強いだるさ、息苦しさ、風邪の症状や 37.5 度以上の発熱が 4 日以上続く場合は感染が疑われます。その際には、お近くの保健所に設置されている「帰国者・接触者相談センター」に相談してください。新型コロナウイルスの感染が疑われる場合には、センターから受診する医療機関についての案内があります。

4. 重症化する方の傾向

現時点では、明らかではありません。しかし、高齢者や糖尿病、高血圧、ぜん息などの持病のある方は重症化する傾向があります。

5. 妊婦の方の注意点

一般的に妊娠中は、通常の肺炎では重症化する可能性が指摘されていますが、今回の新型コロナウイルス感染症では現時点においてそのような報告はありません。ただし、石鹸やアルコール消毒薬での手洗いを心がけてください。

6. 廃棄物の取扱いとリネン・衣類などの洗濯

廃棄物の取扱い、リネン類・衣類などの洗濯は通常通りで良いことになっています。ただ、タオルなどは共用しないようにしましょう。

インフルエンザ等の心配があるときには、念のためかかりつけ医等に電話などでご相談ください。

○厚生労働省の電話相談窓口

電話番号 0120-565653 (フリーダイヤル)

受付時間 9:00から 21:00まで